

函館～大間航路 ゴールデンウィーク期間中の運航について

津軽海峡フェリー株式会社で運航している函館～大間航路において、ゴールデンウィーク期間中、お客様の利便性の向上を目的として、1日4便2往復から2便増便し、6便3往復にて運航します。なお、増便運航に伴い、一部ダイヤが変更となりますので、ご利用のお客様は下記運航スケジュールをご参照の上、ご利用ください。

【函館～大間航路 4月28日～5月6日運航スケジュール】

○…運航 ×…運休

		日 付		4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8		
便		出発	到着	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
函館発	6	9:30	11:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	以降、通常のダイヤでの運航となります。	
	8	15:00	16:30	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×			
	10	16:30	18:00	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○			
	12	19:45	21:15	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×			
大間発	5	7:00	8:30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	7	12:20	13:50	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×			
	9	14:10	15:40	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○			
	11	17:25	18:55	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×			

【お問合せ】 津軽海峡フェリー株式会社 大間支店 ☎ 37-3111

平成30年度青森県廃棄物不法投棄監視員の紹介

青森県では廃棄物の不法投棄を未然に防止し、早期に発見して廃棄物の適正な処理に資するため、「青森県廃棄物不法投棄監視員」を設置しています。

この度、村内における廃棄物不法投棄監視員として、藤田勝人氏が4月1日付けで委嘱されました。

村では、各地区・町内会・子ども会などによる美化活動が積極的に行われている一方で、一部の心ない人たちによるごみの不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄は犯罪行為です。 個人の場合5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金または、これらが併せて科せられます。法人が関与した場合3億円以下の罰金が科せられます。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律より)

次世代のために徹底したごみの分別と減量化、資源化の推進にこれまで以上に取り組み、美しいふるさとを守りましょう。



藤田勝人さん

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：竹内